

志摩市地方創生応援基金条例

(設置)

第1条 志摩市における地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(以下「事業」という。)に関し法人から寄附された寄附金を適正に管理し、事業の経費に充てるため、志摩市地方創生応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

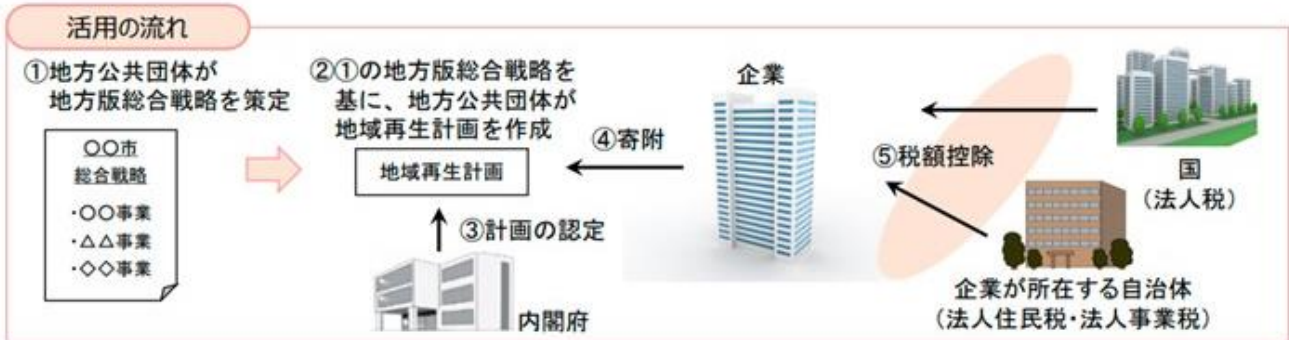
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）とは

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）とは、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

令和元（平成31）年度、令和2年度の税制改正により、地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度が大幅に見直されました。これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大へ寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。



出典：内閣府地方創生推進事務局「制度概要」

※令和元（平成31）年度、令和2年度税制改正内容（一部抜粋）

○基金への積立要件の緩和

- ・ **複数の事業の実施を目的とする基金の設置を可能とする。**
- ・ 基金事業の執行計画等に基づき、事業の終了時に寄附の累計額が事業への支出の累計額を上回らないことが確実に見込まれることを前提として、各年度における寄附額上限（積立額の5割）を撤廃する。

○税額控除割合の引き上げ



出典：内閣府地方創生推進事務局「企業版ふるさと納税リーフレット」